

大気汚染防止法施行令の改正について

平成17年12月21日、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が公布され、平成18年3月1日から施行されます。

改正内容

アスベストが使用されている建築物の解体等の作業によるアスベスト粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、当該措置の対象となる建築材料及び作業の範囲を拡大する。

1 特定建築材料の指定（第3条の3関係）

規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加する。

従 来	吹付け石綿
改正後	吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

2 特定粉じん排出等作業の指定（第3条の4関係）

規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃する。

従 来	耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500㎡以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの
改正後	特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業